

# 国際会計教育基準審議会 (IAESB) 会議報告 ニューヨーク会議 (2015年4月)

国際会計教育基準審議会(IAESB: International Accounting Education Standards Board)は、国際会計士連盟(IFAC)の中に置かれた国際教育基準(IES: International Education Standards)を審議・議決する機関である。日本からは、関西学院大学の平松一夫教授がIAESBのパブリック・メンバーとなっている。また、各メンバーは1名のテクニカル・アドバイザーを参加させることができ、筆者が平松教授のテクニカル・アドバイザーを務めている。IAESBは2014年末にIESの全面改訂を終え、活動の中心を指針策定に移している。IAESB会議は、2015年4月20日から22日までの2日半にわたり、ニューヨークのIFAC本部で行われた。本稿において、この会議の概要を報告する。

なお、IAESBのウェブサイト上で、この会議の概要の音声データと会議の配布資料が掲載されている<sup>1</sup>。

今回の会議における主な審議事項は以下のとおりである。

## 1 フレームワークの改訂

### (1) 背景

現在のIESのフレームワーク(IESで使用されている用語及び基礎概念を定めたもの)は、IES改訂前の2009年に作成されたものであったが、IESの改訂作業が進むにつれ、改訂版IESとフレームワークの間に内容の不整合が見受けられるようになった。このため、改訂版IESとの整合性を持たせ、さらなる明瞭性を確保するよう、フレームワークを改訂することとなり、昨年7月に公開草案が公表され、日本公認会計士協会(以下「当協会」という。)からもコメントの提出を行った。

### (2) 今回の審議事項

今回の会議では、公開草案に寄せられたコメント<sup>2</sup>やCAG<sup>3</sup>からの助言を踏まえて検討が行われた。会議の最終日に採決が行われ、改訂フレームワークを承認すること、再公開草案に付さないこと及び現行フレームワークを2016年7月1日に廃止することが全会一致で決議された。改訂フレームワークは、今後、英文の平易性の査閲や6月のPIOB<sup>4</sup>の承認を

経て、公表される予定である。

今回の審議において議論が集中した主要項目は以下のとおりである。

#### ① 会計専門職の説明

2014年7月に公表された公開草案には、会計専門職が提供する活動及びサービスが記載されているが、公開草案へのコメントを踏まえ、次のように修正された。

会計専門職は、以下を含むが、これに限られない。

- 適切かつ忠実に表示された財務及び非財務情報の作成、分析及び報告
- 意思決定及び組織の戦略の形成と実施における提携
- 財務及び非財務情報の監査並びにその他の保証及びアドバイザー・サービスの提供
- 適切な税務情報の作成及び分析

#### ② 職業会計士の定義

IFACでは「職業会計士」を「IFAC加盟団体の会員である個人」と定義付け、各基準設定審議会において統一的に使用している。しかし、この定義は、職業会計士の職能を明確に把握できるものではないことや、定

義自体が循環論法的となってしまうことから、IAESBでは定義の見直しを検討している。

2014年7月に公表された公開草案では、「職業会計士」の定義を「会計における職業専門家としての能力を達成、実証及び維持し、倫理規程により拘束される個人」に変更することが提案された。これに対して、当協会をはじめとして、IFACの他の基準設定審議会と異なる定義は混乱を招くとの意見があった。公開草案に寄せられた意見を踏まえ、今回の審議の結果、定義は次のように修正された。

IES及びその他のIAESB出版物の目的上、IAESBは、職業会計士を、会計専門職における役割を果たすために職業専門家としての能力を達成、実証及びさらに開発し、かつ職業会計人組織又は許認可当局により指定された倫理規程に準拠することが求められる個人と定義する。

IES及びIAESB関係での使用に限った定義であることを文章中に明記したこと、上記①の会計専門職の活動領域に係る記述を受けたものにしたこと、及び準拠すべき倫理規程を定める機関を限定したことが今回の見直しの特徴である。

### ③ 一般教育の定義

一般教育は、現在、「職業専門家会計教育と実務経験で求められる、基礎として必要なスキルを開発する広範な教育」と定義されている。しかしながら、一般教育には、スキルのみならず、知識及び姿勢等、より広範な能力開発が含まれていることを示すため、公開草案では、「基本的な知識、スキル及び姿勢を開発す

る幅広い教育」に変更することが提案されていた。この提案に対して各団体から概ね賛意を表明するコメントが寄せられた。ただし、提案された定義の中の「基本的な」(fundamental) という用語に関しては、明瞭性向上のために見直すことが提案され、「必須の」(essential) という用語に変更することとなった。

また、改訂フレームワーク案の中で一般教育を説明する文章として挙げられていた、「一般教育は、会計職業専門家教育プログラムに参加する一助となり、生涯にわたる学習及び能力開発を支援するものである」という一文を一般教育の定義に含めた方がよいとの見解がコメントとして寄せられたことを踏まえ、当該内容を定義に追加することとした。

今回の審議の結果、一般教育の定義は次のように修正された。

一般教育は、必須の知識、スキル、及び姿勢を開発し、職業専門家会計教育プログラムへの参加の備えとなり、生涯にわたる学習及び能力開発を支える。

### ④ フレームワークの位置付け

現在のフレームワークは、義務的な(authoritative)公表物と位置付けられているが、改訂フレームワークの目的は、IFAC加盟団体が準拠すべき要求事項を示すものではなく、IESを支える学習概念を説明することであることから、公開草案では、フレームワークを非義務的な(Non-authoritative)公表物とすることが提案されていた。この提案について、非義務的な公表物と位置付けることに賛意を表明するコメントが多かったが、一方で、フレームワークが非義務的な公表物となることで、義務

的な公表物であるIESの実施への影響を懸念する意見や、フレームワークに職業会計士の定義が含まれる限り、フレームワークを義務的な公表物とすべきであるとの意見も寄せられた。タスク・フォースでは、「結論の背景」を作成してフレームワークの位置付け変更の理由について解説することを提案している。

なお、当協会が提出したフレームワーク公開草案へのコメントのうち、最終的に改訂フレームワークに反映されることになった主なものは以下のとおりである。

- IESが定めるものとして、改訂IES第1号で規定されている職業専門家会計教育プログラムへの参加要件についても言及する(公開草案第13項、最終案第3項)。
- 利害関係者のうち「政府機関」を示す用語が、フレームワークとIESで異なった用いられ方をしているため統一させる(公開草案第3項、最終案第5項)。
- 会計専門職が提供するサービス(活動領域)に税務を追加する(公開草案第2項、最終案第4項)。
- 会計専門職が支える意思決定者の範囲に経営者が含まれていなかったことから、経営者を追加する(公開草案第3項、最終案第5項)。
- 付録1「IAESB起草の際の約束事」の記載事項を整理し、IESと整合させる。

職業会計士の定義見直しに関する当協会の反対意見は、残念ながら採択されなかったが、IFACの各基準設定審議会間での定義の不統一が基準の利用者に大きな混乱を生じさせるおそれがあるという懸念は、他の団体からも寄せられており、重要な検討事項として改めて審議された。

しかしながら、現行定義の問題点を解決し、定義を見直して職業会計士の範囲を広げることが公共の利益に資するとする強い勧告がPIOBからあったこと及びIAESBの独立性等の観点から、公開草案に対して前述の修正を施した上で上記のとおり確定した。

## 2 学習成果アプローチ指針プロジェクト

2014年、IAESBは、学習成果アプローチ<sup>5</sup>に係る指針の策定に当たって、各国における状況を把握するためのアウトリーチを実施した。その結果を踏まえ、コンサルテーション・ペーパー<sup>6</sup>及びグローバル指針の内容が審議された。コンサルテーション・ペーパーは、①学習成果アプローチの価値の提示 (Value Proposition) と②学習成果アプローチ実施のための原則 (Guiding Principle) が記載されたもので、グローバル指針は、①主要概念の関係、②想定問答 (FAQ)、③加盟団体から提供された学習成果アプローチの事例から成る。コンサルテーションの趣旨は、原則の内容の当否を問うものである。

なお、アウトリーチとは、IAESBのメンバー及びテクニカル・アドバイザーが分担してIFAC加盟団体にインタビューし、各団体における学習成果アプローチに関する情報と見解を収集する活動である。アウトリーチの結果、対象となった44加盟団体中、大多数がインプット・アプローチ<sup>7</sup>とアウトプット・アプローチ<sup>8</sup>の組合せによる学習成果アプローチを用いており、また、いずれか片方を用いている加盟団体もいくつかあった。

なお、インプット・アプローチとアウトプット・アプローチの長所及

【表1】

	長所	短所
インプット・アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定の分野をカバーするのに役立つ</li> <li>● よいベンチマークとなる</li> <li>● 監視と測定が容易である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価をしないことは品質に影響を与える可能性がある</li> <li>● 能力を評価しない</li> <li>● 実際の応用を伴わない暗記的学習を奨励する可能性がある</li> </ul>
アウトプット・アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 能力が特定され、知識レベルが積み上げられる</li> <li>● 能力を実証しなければならないため品質が向上する</li> <li>● 何を教え、何を学ぶべきかについて、講師及び学習者の両者に方向性を示す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 能力に適合する評価の設計が課題</li> </ul>

び短所として、表1の事項が見出された。

## 3 IES第8号指針

2011年のコンサルテーション・ペーパーへのコメント並びに2012年及び2013年の公開草案へのコメントを分析した結果、IES第8号指針では、①会計事務所又は加盟団体による学習成果の監視方法の事例、②学習成果の達成方法の事例、③能力モデルの事例、④中小事務所向けの指針を取り上げることが提案され、その方向性が了承された。

## 4 IES第1号指針

IES第1号は、職業専門家会計教育プログラムへの参加要件を定める基準であり、その指針を定める予定となっている。IES第1号に係る加盟団体に対するアンケートの結果、加盟団体の権限と責任の程度は国によって様々であり、参加要件として設定されているレベルも様々であることが判明した。これを踏まえて、指針を必ず従わなければならない規則的なものとはせず、参加要件の設

定に影響を与える要素を「個人」、「職業専門家会計教育プログラム」、「加盟団体」、及び「社会」の4つに分け、それぞれの要素からプログラム全体が構成されるとするシステム理論<sup>9</sup>を用いて作成することが提案された。また、参加要件が不必要な障壁とならないよう、大学院レベルの教育を修了するに当たって一般的にどのような要素が学生に影響を与えるのかを分析するための文献調査を行い、文献調査によって判明した最も一般的な事項をガイドラインに含め、これを基に各加盟団体が参加要件を検討できるようにすることが提案された。

## 5 新規及び改訂基準制定に当たっての判断基準

会計教育に影響を及ぼす情勢の変化等によって、IESの新規及び改訂基準の制定が必要となるか否かを判断するための基準を設定することについて検討された。新規及び改訂基準の制定に当たっては、制定が必要であるという証拠に基づき判断する方針とされ、その判断基準の案が以下のとおり示された。

- 基準の改訂について、現在の

IESは以下に該当するか。

- 目的に即しているか。
- 必要か。
- 価値を継続的に提供しているか。又は、専門職に影響を与えているか。
- 基準の妥当性が否定されてしまうような状況の変化はあるか。

● 新しい基準に関して、以下を満たすか。

- 公益の保護及び促進。
- 利害関係者からの要求はどうであるか。
- 会計専門職において大きな状況変化はあるか。
- 現在の基準において不足している点の補足となるか。

今回の議論の結果を踏まえ、次回の会議に向けて提案資料が準備されることとなった。

## 6 基準改善プロジェクト

IESの基準の改訂には数年を要し、その間、審議会の構成も変化した結果、基準間で一貫性に欠ける点が見受けられる。このため、一貫性を持たせるための修正を行うことを目的とし、基準の年次改善メカニズムを設置することが提案された。基準間で一貫性に欠ける例は、以下のような点である。

- 基準の目的を記載した箇所について、IES第1号、第5号、第6号及び第7号では「IFAC加盟団体の目的は…」と書かれているが、その後定められた基準においては「本IESの目的は…」と書かれている。
- IES第5号第5項では『IES第8号「財務諸表の監査を担当する業務執行社員の専門能力開発」は、

業務執行社員及び業務執行社員志望者のための実務経験に係る要求事項を定める。』と書かれているが、改訂IES第8号の最終版では実務経験の要求事項を定めず、業務執行社員志望者へ言及しなかった。

このような基準の整合性・一貫性を担保する観点での見直しを、2016年から開始することが提案された。

## 7 IES利用状況に関する調査

IFAC加盟団体に求められる要件を各団体が満たしていることを確認するためにIFACが実施したIFACコンプライアンス・プログラムの結果のパイロット調査に基づき、さらなる調査方法について検討がなされた。加盟団体によって回答のレベル感が異なるため信頼性の検証が必要であるといった意見、検証主体に関する意見、回答の検証を待たずそれと並行して独自に調査を進めるべきであるといった意見が出た。

## 8 今後の会議予定について

2015年11月4日から6日まで審議会の本会議、2015年7月13日及び14日に運営委員会とタスク・フォースの会議がニューヨークで開催される予定である。

(国際会計教育基準審議会 テクニカル・アドバイザー 椎名 弘)

〈注〉

- 1 <http://www.ifac.org/education/meetings>
- 2 2014年7月に公開され、同年10月27日のコメント募集期限までに、IFAC加盟団体16件、会計事務所

4件等、計23件のコメントが寄せられた。

- 3 CAG : Consultative Advisory Group 諮問助言グループ
- 4 PIOB : Public Interest Oversight Board 公益監視委員会
- 5 職業会計士又は職業会計士志望者が、会計専門職で果たす又は果たそうとする役割に関連する能力分野において求められる知識、理解、及び応用の内容と深さ(学習成果)に基づき、学習目標を定め、学習及び能力開発活動並びに評価活動を行うアプローチ。
- 6 2015年7月7日に公表され、9月7日までコメントを募集している。  
<http://www.ifac.org/news-events/2015-07/iaesb-issues-consultation-paper-guiding-principles-implementing-learning>
- 7 学習に費やした時間に焦点を置き評価する手法
- 8 実務における成果に焦点を置き評価する手法
- 9 システムを構成するサブシステム、さらに、その構成要素間の相互関係の分析を通して現象を解明する理論

〈お詫びと訂正〉

会計・監査ジャーナル2014年11月号(No.712)に掲載の「国際トレンド」 「国際会計教育基準審議会 (IAESB) 会議報告ニューヨーク会議」に誤りがございました。お詫び申し上げます。59頁中央段11行目から12行目

【誤】「2014年6月21日から23日まで」

【正】「2014年6月23日から25日まで」